

ニュースレター第33号 — 発送のご挨拶 —

代表弁護士の宮田卓弥です。

「ニュースレター第33号」を送付させていただきます。



秋冷の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

猛暑と言われた夏も終わり、昼夜温暖の差が激しくなってきました。風邪など召されませぬよう、お身体ご自愛下さい。

未筆ながら、皆様のご健康とご多幸をお祈りいたします。

ピックアップLAW NEWS

「ポケモンGOを就業規則で禁止できる!？」

ポケモンGOの日本リリースから2カ月弱が経ち、一時の熱狂も少しおさまったように感じます。

かくいう私も流行にとりあえず乗ってみるタイプですので、リリース直後にダウンロードしたのですが、ポケモンGOをするために外を出歩く時間が取れず、今は完全に塩漬け状態になっています。

さて、そんなポケモンGOですが、先日住友理工が就業中のみならず、通勤中、休憩中もポケモンGOを禁止する運用を開始したというニュースが入ってきました。

これは、通勤中の歩きスマホの危険を防止することに主眼が置かれているようです。

今回のニュースレターでは、このような携帯ゲームの禁止(私的インターネットの利用も含めて考えていと思います)を労働者に命じることが法的に問題ないかを考えてみたいと思います。



就業中の携帯ゲーム・私的ネットの禁止

まず、就業中の携帯ゲーム・私的ネットの禁止はどうでしょうか。

これは、特段の問題はないと思います。

なぜなら、労働者は誠実に職務を行う義務(誠実労働義務)や、職務以外の行為を行わない義務(職務専念義務)を労働契約上負っていると考えられるからです。

次のページに続きます▶▶



弁護士法人

(旧 宮田法律事務所)

たくみ法律事務所

新規予約専用フリーダイヤル(平日9:00~18:00)

0120-043-211

福岡市中央区渡辺通3丁目6番15号 NOF天神南ビル10階

天神バスセンター 徒歩5分
西鉄福岡駅(天神) 徒歩5分
地下鉄七隈線 天神南駅 徒歩3分・渡辺通駅 2分
都市高速天神北ICより車で5分

これら義務は、就業規則や雇用契約で明示的に定めておくほうが無難でしょうが、いずれにせよ、勤務時間中は携帯ゲームや私的なネットサーフィンをせず、職務を行うべきだと言えます。

そして、その違反は懲戒事由とすることも可能だと考えられます。

もっとも、1度の携帯ゲームや私的ネットの利用では一番軽い戒告程度が限度ではないでしょうか。

しかしながら、問題となりそうなのは通勤中、休憩中の携帯ゲーム・私的ネットの禁止です。

労働基準法34条3項では「**使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。**」と定めており、休憩時間の自由利用は原則として守られるべきとされています。

このため、休憩中には誠実労働義務や職務専念義務が解除され、携帯ゲームやインターネットを利用するのも基本的には自由、という結論になります。

休憩中に労働者がポケモンGOやSNSをしていると、休憩に入っていない他の労働者に悪影響を与えるとして、企業秩序遵守義務から携帯ゲーム・ネットを禁止するということも考えられなくはないですが、かなり無理筋の主張になりそうです。

同様に通勤中は誠実労働義務や職務専念義務が解除されますので、全面的な禁止は法的に問題がありそうです。

歩きスマホによる危険の防止という合理的な理由から、モラル的に自制を呼びかけるのが良いのではないかと思います。

(文責: 弁護士 櫻井正弘)



＊たくみの合宿2016年夏＊

先月、夏合宿に行ってきました！

今回は県内のとある老舗旅館に宿泊しました。

まず、1日目に代表弁護士宮田より、理念などについて話があり、その後複数のテーマについてグループごとで話し合い、グループとしての考えをまとめ、発表を行いました。

2日目は、今回の合宿で確固たるものとなった行動指針をもとに、自身の行動指針等を具体的に協議し、グループ内で質疑応答を行いました。

事務所外の場所でスタッフ一同集まり、今後のことを真剣に一緒に考え、とても有意義な2日間を過ごせたと感じます。今後も、事務所の理念を実現し、最高のサービスをご提供できるよう、事務所全体で精進してまいります！



編集後記

ピカチュウが大濠公園によく出没するという話を聞いたことがありますが、今もよく出没しているのでしょうか。ポケモンGOも良いですが、最近何だか眠りが浅いという方は、たまには「デジタル・デトックス」をしてみても良いと思います！ブルーライトから自分を解放しましょう！
(編集 北原)